

「平成24年4月施行に伴う障害 児施設のあり方について」

全国発達支援通園事業連絡協議会 事務局長
全国児童発達支援協議会 監事

加藤 淳

1 . 児童デイサービスの果たしてきた役割



■ 心身障害児通園事業（1972年）

国の補助金事業として小さな市町で展開した

対象児の障害種別はなく、幼児対象。
診断、判定、契約、費用負担一切なし。

支援費前夜に6～700箇所

現在は1600箇所以上

ちなみに



知的障害児通園施設 : 1957年 ~
肢体不自由児通園施設 : 1969年 ~
難聴幼児通園施設 : 1975年 ~

第1種社会福祉事業

就学猶予・免除された障害児の通う場所として創設され
1979年の「養護学校義務制」に伴って、幼児化した。

心身障害児通園事業 : 1972年 ~

第2種社会福祉事業

1998年: 「障害児通園(デイサービス)事業」対象をおおむね12歳まで
2003年: 支援費制度 児童デイサービス事業
2006年: 自立支援法 児童デイサービス事業(型, 型)



乳幼児健診(1:6, 3:0等)で、「気づいた」子どもに支援の受け皿。

発達支援・家族支援・地域支援

- 1998年の児童福祉法一部改定で名称が「障害児通園(デイサービス)事業」に。対象が12歳までに。



- 小規模な通園施設として
- 発達支援の入り口の役割
母子保健サイドの取り組みの受け皿

現状



■ 型 型

さまざまな形態の事業所が誕生。

乳幼児の預かり

クリニック的個別支援

本来の事業の役割から進化？逸脱？

2. 新しい仕組みの中での「児童デイ」



■ 障害児通所支援 「児童発達支援」に一元化

現状、大半の事業所は「日々定員10名以下」の小規模事業所であるので、基本的に「児童発達支援事業」に移行するところが多いだろう。

3 . 今後の課題



事業所指定の際の基準。

専門性の担保

発達支援

家族支援

地域支援

2 種事業

実施主体市町村



「最低基準」のクリアー。特に施設・設備。
種別の「一元化」については、もともと種別
は無い。

今後、国庫補助などによって施設設備の充実を



事業から地域のシステムへ

文字通り地域の療育システムの拠点として

保育所等訪問支援事業

個別給付では充分機能しない

保育所入所の条件にされると負担増



経営基盤の強化

今回の震災でも明らかになった経営基盤の脆弱性。事業が地域で果たす公共性とのギャップ。「9割保障」がない

保育所同様な月払いの仕組みへ



支援費以降の「児童デイ」の移行先。

学齡デイ(型)は「放課後等デイ」

就学前児の預かり型のデイはどうなる。

通園 - デイの同日利用に関する問題点。



障害児相談支援事業

「気になる」段階、診断前、判定前、受容前の家族を支える仕組みにしなければ「児童発達支援」は機能しない。

「障害児等療育支援事業」の充実が必要

あらためて



- 日本中どの町に住んでいても
安心して子育てできるシステムが必要

そのための「拠点」としての
「児童発達支援事業」

心身障害児通園事業の原点にもどって



- 知的・肢体・難聴・デイの一元化
従来の種別だけでなく
「発達障害」も対象に

対象児が倍増 事業所が足りない

もっともっと数を増やしていく
障害福祉計画を

児童福祉法24条 義務と給付